

番 号	22請願第9号 (厚生付託)
受理年月日	平成22年11月30日
件 名	容器ごみの発生抑制と再使用の促進を求める意見書の提出を求めることについて
提 出 者	三鷹市在住 友山 和江 ほか 22人
紹介議員	谷口 敏也、栗原 健治、野村 羊子
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、容器包装ごみを減少し、環境負荷を低減させるために、2006年に一部改正されましたが、容器の再使用についての施策が不十分なことや相変わらずリサイクルにおける生産者の負担が少な過ぎるなどの課題を抱えたままの成立となりました。</p> <p>このため、容器ごみの排出量は「高どまり」のままで、環境によいリユース容器が激減する反面、リサイクルに適さない塩素系容器包装もいまだに使われている実態があります。</p> <p>この法律の根本的な問題点は、リサイクルを行う中で、最もお金のかかる分別収集・選別保管を自治体がすることになっているため、容器包装材を選ぶ事業者に「ごみの排出量を減らそう」、「環境負荷の少ない容器を使おう」と働きかけることができないことです。また、容器包装ごみを減らそうと努力している市民にも、税金という形で強制的に多額の容器ごみの処理費用を負担させるという大変な不公平をもたらしていることです。</p> <p>今日、地球温暖化防止の観点からも、資源のむだ遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。レジ袋などについては、アジアの国々でも無償配布禁止の法制化や課税などの国レベルでの対策がとられています。</p> <p>我が国においても、一日も早く持続可能な社会への転換を果たすため、速やかなる対策を講じる必要があります。よって、下記内容の意見書を国に提出することを請願します。</p>	

〔請願事項〕

地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器ごみの発生抑制と再使用の促進を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。

- 1 容器ごみの減量に結びつく経済ルールを確立するため、容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討すること。
- 2 リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、以下のような課題への対応について検討すること。
 - (1) レジ袋などの使い捨て容器の発生を抑制すること。
 - (2) リユース容器の普及を促すこと。